

愛知県地域保健医療計画別表更新事務取扱要領

(目的)

第 1 医療法(昭和 23 年法律第 205 号)第 30 条の 4 第 1 項の規定により定められた愛知県地域保健医療計画及び愛知県医療圏保健医療計画の別表(以下「別表という。」)に記載されている医療機関名の更新に伴う手続きを、この要領において定める。

(基本方針)

第 2 別表の更新は原則として愛知医療機能情報公表システム(以下「あいち医療情報ネット」という。)の情報及び分娩の実施状況等に関する調査結果に基づき行うものとする。ただし、第 5 に定めるものは、随時更新するものとする。

(あいち医療情報ネットの情報による更新)

第 3 医療福祉計画課は、毎年 10 月 1 日時点であいち医療情報ネットの情報を確認し、別表の注に掲げる定義に従い、別表の更新を行うものとする。

(分娩の実施状況等の調査結果による更新)

第 4 別表の注に掲げる定義のうち、分娩実施の有無や診療科別医師数など、あいち医療情報ネットで確認できない情報については、毎年 6 月頃に調査を実施することとし、その調査結果に基づき別表の更新を行うものとする。

2 前項の調査の実施手順等については、毎年度、医療福祉計画課が別に定め、各保健所へ通知する。

(その他の更新)

第 5 医療福祉計画課は、次に掲げる事項を確認した場合は、別表の更新を行うものとする。

- (1) 医療法の手続きを経て医療機関を廃止又は名称変更をしたとき。
- (2) がん診療連携拠点病院、がん診療拠点病院、救命救急センター、災害拠点病院、総合周産期母子医療センター、地域周産期母子医療センター、へき地医療拠点病院及びへき地診療所を指定したとき又は指定を取り消したとき。
- (3) 精神科救急医療体制の病院群輪番制当番病院、初期救急医療体制の休日夜間診療所及び在宅当番制、第 2 次救急医療体制の病院群輪番制参加病院並びに小児救急医療支援事業参加病院に変更があったとき。
- (4) 救急病院、救急診療所の認定及び申し出の撤回の告示があったとき。
- (5) 東海北陸厚生局に次に掲げる施設基準に係る届出及び辞退の届出があったとき。

ア 回復期リハビリテーション病棟入院料

イ 小児入院医療管理料 1 又は 2

(6) 愛知県医療審議会医療計画部会(以下「計画部会」という。)において医療法施行規則第1条の14第7項に規定する医療機関として適当と認められたとき。

(更新の公表)

第6 更新した別表について医療福祉計画課は、ホームページを修正するとともに、縦覧を行っている機関(保健所及び県民生活プラザ)へ送付する。

(更新の報告)

第7 医療福祉計画課は、別表の更新を基幹的保健所(保健所の機能強化及び所管区域の在り方に関する基本的な考え方(平成16年3月作成)に定める基幹的保健所のことをいう。)及び西尾保健所(西三河南部東医療圏を担当)へ通知し、基幹的保健所、西尾保健所及び医療福祉計画課(名古屋医療圏を担当)は、その担当する愛知県圏域保健医療福祉推進会議へ報告する。

また、医療福祉計画課は、別表の更新を計画部会へ報告する。

(附 則)

この要領は、平成20年10月20日から施行し、平成20年度の医療計画の更新から適用する。

この要領は、平成21年10月16日から施行し、平成21年度の医療計画の更新から適用する。

この要領は、平成23年5月10日から施行し、平成23年度の医療計画の更新から適用する。

この要領は、平成25年7月1日から施行し、平成25年度の医療計画の更新から適用する。